

障害者グループホーム運営法人代表者 様

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課長 東條 左絵子
(公 印 省 略)

令和 5 年度障害者グループホーム体制強化支援事業補助金
実績報告書類の提出について（依頼）

日頃より、都の障害者施策に御協力をいただきありがとうございます。
標記事業の実績報告については、下記のとおり提出方よろしく願いいたします。

記

- 1 報告対象
令和 5 年度障害者グループホーム体制強化支援事業補助金の交付決定全ユニット
- 2 実績報告提出期限（事業所単位でどちらか御選択ください。）
- （1）早期支払希望事業所分
令和 6 年 2 月 9 日（金曜日）必着
第 1 回交付決定事業所かつ変更交付申請のない事業所のうち、1 月末までに、補助基準上限額（補助基準日数 245 日）に達した事業所に限ります。
「参考様式 7」「参考様式 8」は基準額に達した月までの作成で差し支えありませんが、審査の結果、不備修正がある場合は、（2）日程での対応となります。
早期支払は、令和 6 年 4 月上旬頃を予定しております。
- （2）通常支払事業所分
令和 6 年 4 月 5 日（金曜日）必着
（1）以外の交付決定事業所すべてが対象です。
- 3 支払までのスケジュール（予定）

早期支払希望分	実績報告書提出期限	令和 6 年 2 月 9 日（金曜日）
	額の確定通知 不備修正連絡（通常支払へ）	令和 6 年 3 月中旬頃まで
	支払（振込）	令和 6 年 4 月上旬頃
通常支払分	実績報告書提出期限	令和 6 年 4 月 5 日（金曜日）
	額の確定通知	令和 6 年 4 月下旬頃まで
	支払（振込）	令和 6 年 5 月中旬頃

4 提出物及び提出方法

押印等した申請書類一式を下記担当宛てに郵送で御提出ください。

また、入力した申請様式 Excel データをメールでも御提出ください。

※ 申請様式内「実績報告書類のポイント」で手続きの流れを必ず確認し、別紙「提出書類一覧及び記入上の留意事項について」や記載例を参照してください。

5 注意事項

(1) 支払回数について（早期・通常共通）

都からの支払は、事業所単位で、早期または通常のどちらか1回で行います。

例えば、早期支払希望分提出期限までに実績報告のできた補助額を早期支払とし、残額を通常支払とするような、**補助額の分割支払は一切できません。**

（上例の実績報告の場合、早期支払希望分が補助上限額に達していない不備報告と判断されるため、通常支払分での一括対応となります。ただし、補助基準日数が245日に達していれば、体制強化Ⅱにおいて重度障害者支援加算Ⅱを控除したことにより満額とならない場合でも、早期支払希望分としてご提出いただけます。）

(2) 早期支払希望分の不備修正について

早期支払希望分としてご提出いただいても、審査の結果、不備修正がある場合、通常支払分での対応となります。

その際、「参考様式7」「参考様式8」について、令和6年3月分まで追加提出を依頼する場合がございます。

そのため、当該様式については残余の期間分も継続して作成しておいてください。

【問合せ先】 東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当 早川
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL : 03-5320-4151 FAX : 03-5388-1408
E-Mail : S1140702@section.metro.tokyo.jp